

平成26年 1 月10日

鎌倉市議会議長 様

議 員 名 中 澤 克 之

鎌倉市議会閉会中につき文書質問をいたしたく、提出いたします。

なお、回答期限についても、下記の理由により、平成26年 1 月16日までを希望いたします。

記

1 質問項目

- 1) 鎌倉市が委託契約を締結した、「F & B ホールディングス企業連合」（以下企業連合という）の平成25年12月24日時点での出資比率について
- 2) 平成25年 9 月 9 日の契約時点での消費税額について
- 3) 消費税額が明らかにできなかった場合、その原因について
- 4) 企業連合が雇用している人員の人件費について
- 5) 業務委託契約書第23条による損害賠償請求について

2 質問理由・趣旨

- 1) 平成25年12月13日、政策創造担当部を所掌する大谷副市長が、総務常任委員長に対して、「12月24日までに出資比率を明らかにする」旨発言し、総務常任委員会日程について申し入れを行ったが、その後、出資比率を明らかにしないまま事業断念となっている。しかし、平成25年 9 月 9 日にすでに契約事務執行を行っていること、また総務常任委員長に対して副市長が出資比率を明らかにしての委員会日程を要請していることから、平成25年12月24日時点での出資比率は明らかにすべきであるので、その出資比率の回答を求めるものである。
- 2) 総務常任委員会協議会および総務常任委員会において、企業連合と平成25年 9 月 9 日締結の業務委託契約において、消費税法に則った消費税額を求めているが、事業断念ということで明らかにされていない。しかし、平成25年 9 月 9 日に契約事務執行を行っていることから、その消費税額を明らかにする必要があるので、回答を求めるものである。
- 3) 現在に至るまで、平成25年 9 月 9 日の消費税額が明らかにできない場合、その原因は何であるか、回答を求めるものである。
- 4) 企業連合が、港区においてすでに雇用していると聞くが、その人件費支出はどこを行っているか、回答を求めるものである。
- 5) 事業断念において、業務委託書第20条により、鎌倉市は契約解除を行うと思われるが、第23条における損害賠償請求権を鎌倉市は保持している。今後、企業連合に対して損害賠償請求は行うか、回答を求めるものである。

3 回答期限を指定する理由について

平成26年1月17日、総務常任委員会を開会しますので、その前日までに回答をお願いするものです。